経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

税理士法人CWM総研　NewsLetter　9月号

指定期間が延長されました（2020年12月1日まで）

セーフティネット保証4号

＜セーフティネット保証4号とは？＞

突発的災害（自然災害等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、都道府県から要請があり、国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。

指定期間延長

2020年8月24日に中小企業庁ホームページで発表されました。

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間は
令和2年9月1日となっておりましたが、全ての都道府県の調査及び要請を踏まえ、
期間を3ヶ月延長し、令和2年12月1日まで指定期間を延長することを予定しております。

＜セーフティネット保証の指定期間とは？＞

- 中小企業者の住所地を管轄する市区町村長に対して事業者が認定申請を行うことができる期間をいいます。
- 指定期間内に市区町村に認定申請を行った場合には、認定書の発行、及び金融機関又は信用保証協会へのセーフティネット保証の申込みが指定期間後であった場合でも、セーフティネット保証の対象となります。
- 認定書の有効期間は認定の日から30日です。認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会へセーフティネット保証の申込みをすることが必要です。

セーフティネット保証4号の対象となる中小企業者

■ 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること

■ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が、前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

内容

- 保証限度額：一般保証とは**別枠で2億8,000万円**
- 対象資金：経営安定資金
- 保証割合：100%保証

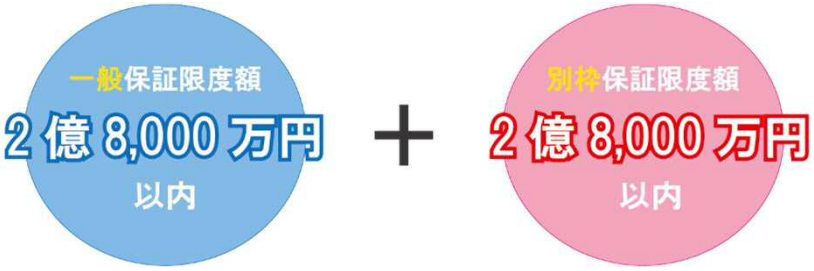

税理士法人CWM総研（経営革新等支援機関）

TEL：048-779-8891　　FAX：048-779-8892

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16　シーノ大宮ノースウイング4階

～認定支援機関で対応できます～

- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達　　など